

広島修道大学 Global Learning Studios 使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島修道大学(以下「本学」という。)協創館内に設置する Global Learning Studios (以下、「GLS」という。)の使用に関して必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 GLSは、次の各号のとおり使用するものとする。

- (1) 8201 Studio 1 (マルチメディア遠隔教室)は、主として本学が実施する遠隔授業又は遠隔授業システムを用いた他大学・機関等との講座等の企画(以下、「遠隔授業等」という。)に使用することができる。遠隔授業等の実施に支障がない範囲で通常の授業その他情報センター長(以下、「センター長」という。)が許可したものについて使用することができる。
- (2) 8202 Studio 2 (マルチメディア通訳教室)は、主として通訳養成のための授業又は通訳養成授業システムを用いた講座等の企画(以下、「通訳養成授業等」という。)に使用することができる。通訳養成授業等の実施に支障のない範囲で通常の授業その他センター長が許可したものについて使用することができる。
- (3) 8203 Studio 3 (マルチメディア教室)及び8204 Studio 4 (マルチメディア教室)は、主として通常の授業に使用することができる。当該授業の実施に支障のない範囲でセンター長が許可したものについて使用することができる。この場合において、授業が実施されることとなった場合、当該期間・日・時限等についての使用許可を取り消すものとする。
- (4) ことばラボ(語学自習室)は、語学学習のための自習を目的として使用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、センター長は、前項第1号、第2号及び第3号の教室について、各教室の使用目的に支障がない範囲で語学学習のための自習を目的とする使用を許可することができる。

(使用者の範囲)

第3条 GLSの使用者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の学生及び教職員
- (2) センター長が許可する者

(休室日)

第4条 GLSの休室日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(4) 開学記念日(11月4日)

(5) 年末年始(12月29日から翌年1月3日)

(6) その他、センター長が必要と認める日又は期間

2 前項第4号の休日が、他の休日に当たるときは、その翌日を休室日とする。

3 センター長が必要と認める場合は、前2項の規定にかかわらず、休室日を開室日とすることがある。

(使用時間)

第5条 GLSの使用時間は、以下のとおりとする。ただし、センター長が必要と認める場合は、使用時間を変更することがある。

(授業期間) 午前9時から午後6時まで

(夏季・冬季及び春季休日期間) 午前9時から午後4時20分まで

(遵守事項)

第6条 GLSを使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 第2条に定める目的以外で使用しないこと。

(2) 他の使用者の迷惑となる行為を行わないこと。

(3) GLS内での飲食をしないこと。

(4) GLSの設備及び備品は、本来の用途に従い注意して取り扱うこと。

(5) GLS内で安全を損なう行為を行わないこと。

(6) その他、GLSの使用に関しては係員の指示に従うこと。

(賠償)

第7条 使用者が、故意又は重大な過失によって、GLSの設備又は備品を滅失、汚損又は破損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他使用上の注意等)

第8条 この規程に定めるもののほか、GLSの使用手続き、使用条件、使用上の注意等は、国際センター長と協議のうえ、別に定める。

(事務担当)

第9条 この規程に関する事務は、情報システム課が担当する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

この規程は、2017年4月5日に制定し、2017年4月1日に遡って施行する。ただし、2019年度末までに、第2条の使用目的、第8条の使用条件について、検討する。